

令和3年度 安全・安心な横浜MICE開催支援助成金 申請のご案内

■ 申請受付期間 ■

令和3年4月1日～令和3年8月31日
(※予算上限に達した時点で受付を終了します。)

■ 助成対象となる MICE の開催期間 ■

令和3年4月1日～令和3年9月30日

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

お問い合わせ・申請書類提出先

安全・安心な横浜 MICE 開催支援助成金申請受付事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル1階

電話: 045-221-2113 (受付時間: 9:00~17:00 土日祝日除く)

e-mail: anzen@ycvb.or.jp

申請書類等は、以下の URL からダウンロードしてください。

<https://business.yokohamajapan.com/mice/ja>

※令和3年10月以降に MICE を開催予定の方は、別途ご相談ください。

安全・安心な横浜 MICE 開催支援助成金 申請のご案内

1 助成の目的

横浜市内で MICE を開催する主催者を対象に、開催に伴う経費負担を軽減するための支援(開催経費の一部助成)を行い、市内経済の活性化を図ります。

2 助成対象事業

(1) 横浜で開催される MICE のうち、下記に定める要件に合致するもの。

MICE 区分	対象開催要件	対象利用施設 (注)		具体例
		大型施設	小型施設	
企業ミーティング (M) インセンティブ (I)	・主催者：団体及び企業 ・会場：自社管理施設以外の施設を会場とすること ・会場参加者数：30 人以上	対象外	対象	株主総会 方針発表会 表彰式
コンベンション (C)	・主催者：国際機関・国際団体または国家機関・国内団体 ・会場参加者数：30 人以上	対象	対象	学術総会
展示会・見本市・ イベント (E)	・主催者：団体及び企業 ・展示面積：700 平方メートル以上 ・内容：B to B (企業間取引) のみ対象とする	対象	対象	機器系展示 商品系展示
全区分共通要件				
1 横浜市内の施設を会場とすること				
2 開催期間が 1 日以上かつ 1 日の開催時間が 1 時間以上				
3 オンライン参加のみで会場参加者がいないものは対象外				
4 対象外となる催事種別 営利目的の催事 (即売会、バーゲンセール等)、コンサート、握手会、運動会、ゲーム大会、同窓会、謝恩会、試験、 式典 (入学式、卒業式、入社式)、就職セミナー、就職説明会、学校説明会				
(注) 対象利用施設 大型施設：2,500 ㎡以上の会場を有する施設 小型施設：上記以外のホテル宴会場、貸し会議施設等				

(2) 開催期間が令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの MICE

(3) 横浜市と公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー (以下、「YCVB」という。) が定める『安全・安心な横浜 MICE ガイドライン』に準拠して開催されるもの

(URL <https://business.yokohamajapan.com/mice/ja>)

下記の事項に該当する事業の場合は、助成金交付の対象としない。

(1) 宗教及び政治的活動を目的とするもの。

(2) 公序良俗に反するもの。

(3) 暴力団等に関係があるもの。

ア 横浜市暴力団排除条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例 51 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例 (平成 22 年神奈川県条例第 76 号) 第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実があるとき。

(4) 本助成金以外の補助金、助成金等を横浜市から受けている、又は受ける予定であるもの。

3 助成対象経費

MICE の開催に伴う経費のうち、横浜市内の事業者から調達した経費とし、下記に該当するもの。

- (1) 会場費
- (2) ハイブリッド会議・リアル会議等の MICE 開催に必要な映像・通信機材の使用料、設置工事費
- (3) 受付登録システム等の導入に伴う機材費、設置工事費
- (4) 消毒液、マスク、フェイスシールド、飛沫感染防止シート、体温計、サーモグラフィ購入等の感染予防対策費
- (5) その他助成対象と認められた MICE の開催に伴う経費

4 助成金額等

助成金予算の範囲内において、助成対象経費の 2 分の 1 以内とし、上限額 300 万円とします。

※¹ 1 団体・企業が複数申請する場合には、助成総額は 300 万円までとなります。

※² 助成額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。

5 交付申請者

交付対象となる要件を満たす MICE を主催する団体・企業

※個人での申請はできません。

6 申請方法

開催日の 1 か月前までに、交付申請書（第 1 号様式）に加えて、下記の書類を提出してください。

- (1) 会議等の全体概要が分かる書類
- (2) 会議等の収支予算書
- (3) 助成対象となる経費の見積書
- (4) 団体の規約類及び役員名簿
- (5) その他 YCVB が必要と認めるもの

※¹ 令和 3 年 4 月中に開催する MICE については、令和 3 年 4 月 30 日までに申請してください。

※² 対象利用施設（大型・小型）別に定める予算上限に達した時点で受付を終了します。

<申請受付期間> 令和3年4月1日 ~ 令和3年8月31日(当日消印有効)
<書類郵送先> 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル1階
公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー
安全・安心な横浜 MICE 開催支援助成金 申請受付事務局

※ 提出時に全ての書類を揃えて郵送してください。

※ 申請書類等は、以下の URL からダウンロードしてください。

(URL <https://business.yokohamajapan.com/mice/ja>)

7 実績報告方法

事業終了後 30 日以内に、事業終了報告書（第 6 号様式）に加えて、下記の書類を提出してください。

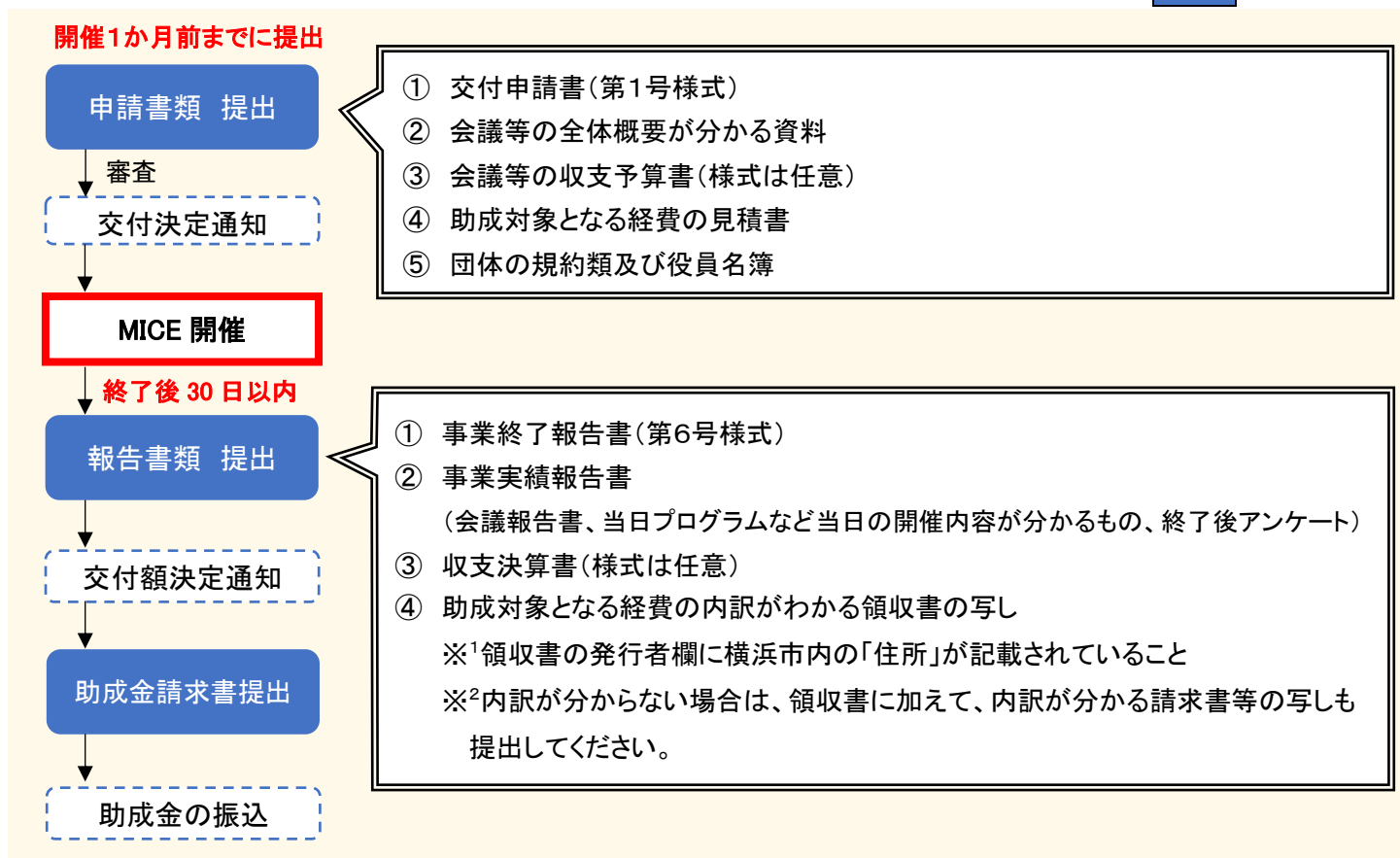
- (1) 事業実績報告書（会議報告書、当日プログラムなど当日の開催内容が分かるもの、終了後アンケート、感染症予防対策の様子が分かる写真等）
- (2) 収支決算書（様式は任意）
- (3) 助成対象となる経費の内訳がわかる領収書の写しなど

※¹ 領収書の発行者欄に横浜市内の「住所」が記載されていること

※² 内訳が分からない場合は、領収書に加えて、内訳が分かる請求書等の写しも提出してください。

8 申請～実績報告～支払いまでの流れ

※申請者に行っていただく手続きは 部分です



9 助成事業完了後の注意事項

助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5年間(令和8年3月末日まで) は関係書類(助成事業に係る関係書類及び帳簿類)は保存が必要です。

10 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

(1) 助成金の交付決定の取り消しについて

申請事項等に虚偽の申請があったことが判明した場合、または申請者から助成を辞退する旨の申し出があった場合は、交付決定の全部または一部の取り消しを行います。

(2) 助成金の返還について

交付決定が取消または減額された場合、既に提供した助成金があれば、その相当金額を返還しなければなりません。

11 その他

令和3年10月以降に、横浜市内でMICEを開催予定の方は、別途ご相談ください。

以上